平成２５年（フ）第４５０６号
大阪市平野区瓜破６丁目６番23―301号
債務者　藤田　智美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５２０号
大阪市大正区千島２丁目４番４―309号
債務者　植中　俊次
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６５３号
大阪市北区中崎１丁目６番14―1108号
債務者　森川　善央
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９４号
大阪府枚方市上島町４番８―321号
債務者　松原由紀子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３７号
大阪市西淀川区野里１丁目31番７―707号
債務者　渕上　宗義
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市字国場５番地　嘉数アパート202
債務者　渡邊　隆子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４２４号
埼玉県三郷市さつき平１丁目３番１―212号
債務者　山川　清美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
千葉県大網白里市永田1494番地７　海渡コーポ201
債務者　秋山　典子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
千葉県銚子市野尻町1472番地の１　特別養護老人ホーム松籟の丘
債務者　松下　みつ
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
新潟県魚沼市井口新田106番地１　浦堀添第２住宅107号
債務者　田原　優子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９３８号
堺市南区茶山台２丁３番31―508号
債務者　三木　乙子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５０号
堺市北区常磐町３丁17番地４　シャルマンフジ北花田202号
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５５号
大阪府大阪狭山市大野台２丁目24番14号
債務者　池田　聖樹
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５８号
堺市堺区南半町西１丁１番21―405号
債務者　川﨑　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６８号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番318―103号
債務者　石川由紀子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１０号
札幌市北区南あいの里５丁目３番10―105号
債務者　高桑　光春
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４３０号
札幌市中央区南４条西13丁目３番15―804号
債務者　畠山　順一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０１号
札幌市中央区宮の森１条９丁目１番15―211号
債務者　杉原　一馬
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部